

公立小・中学校の理科室、家庭科室、図工室へのエアコン設置に財政支援を求める意見書

夏の猛暑は年々厳しくなっている。このような中、東京都は平成22年度から東京都公立学校冷房化緊急支援特別事業を開始し、我が市でも公立小・中学校普通教室の全てにエアコンが設置された。

しかし、本事業の対象は普通教室と限定されていたため、理科室や家庭科室、図工室といった特別教室への設置は見送られている。

東京都は平成26年度から平成30年度までの5カ年計画の事業として東京都公立学校施設冷房化支援特別事業を始めたが、理科室や家庭科室、図工室への補助は対象外とされたため、本市では理科室や家庭科室、図工室へのエアコン設置の計画が立っていない。

児童・生徒からは暑い教室での授業は集中できず、ボーっとするなどの声も寄せられている。児童の健康を守る上で、全ての特別教室へのエアコン設置が必要である。また、学校施設は災害時の避難所として利用されるなどの役割も担っている。

よって、武蔵村山市議会は、東京都に対し、東京都公立学校施設冷房化支援特別事業を理科室、家庭科室、図工室も対象とするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年 9月29日

武蔵村山市議会議長

川 島 利 男

東 京 都 知 事 舛 添 要 一 殿